

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年7月18日付け30中建第2046号で行った公文書不開示決定については、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成30年7月5日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「現地調査書 ○○○○○○○○○○ 平成27年11月25日 確認者、■■■■■■■■■■の代理人■■■■■■■■■■の基になる書類、委任状等（■■■■■■■■■■の確認出来る書類）」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という。）は取得・作成していないため不存在であるとして、条例第11条第2項の規定により公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年9月17日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、平成30年10月30日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 5 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、平成30年11月11日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨  
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由  
審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。
  - (1) 現地調査書の黒塗り部分の記載内容について  
平成27年11月25日付けの現地調査書における黒塗り部分については、本件開示請求とは別に、福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）に基づく自己情報開示請求を行った結果、「○○○○○の代理人○○○○○」である旨の開示を受けた。
  - (2) 実施機関の不開示理由について  
実施機関は、対象公文書は取得・作成していないため不存在であると主張するが、何ら確認書類を取得・作成していないにも関わらず、現地調査書に「○○○○○の代理人○○○○○」と記載できるはずがない。  
また、本人に確認せず、境界確定申請の申請代理人である土地家屋調査士に口頭で確認したとしても、本当に代理人であるかどうかは分からないし、審査請求人の

確認印等もなく口頭での確認で済むのであれば、本人が立ち会っているか否かに関わらず、架空の名前を記載して書類を作成することが可能であり、そのような書類で県の処理が完了できるとは考えがたい。

さらに、平成27年12月1日に担当者から〇〇〇〇〇の名前の読み方を確認されているが、読み方を確認したということは、何らかの文書に夫の氏名が記載されていると考えられる。

よって、何らかの確認書類があるはずであり、実施機関の主張は成り立たない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

##### 1 対象公文書について

対象公文書は、公共用財産境界確定申請書に基づき、県道敷と民有地の土地の境界を確定するため、県職員、土地所有者等の関係者の立会により平成27年11月25日に実施した現地調査（以下「本件現地調査」という。）の記録が記載された現地調査書の記載内容のうち、申請者以外の確認者の氏名を記載する基になった書類であると解した。

##### 2 不開示理由について

本件現地調査において、審査請求人は、公共用財産境界確定申請の申請代理人である土地家屋調査士からの依頼を受けて、隣接土地所有者である〇〇〇〇〇氏の代理人として本件現地調査に参加したものである。

県は、隣接土地所有者への依頼に関与しておらず、審査請求人とは面識がなかったため、本件現地調査当日に初めて紹介されており、その氏名は土地家屋調査士に口頭で確認し、現地調査書に記載をしている。

県道の境界確定事務においては、「国土交通省所管国有財産等の境界確定事務取扱要領」（以下「要領」という。）を準用して事務を行っているところ、要領上、境界確定申請にかかる確認者の氏名を、県が書類を徴してまで確認する必要はなく、本件現地調査においても口頭での確認により現地調査書への記載を行っていることから、対象公文書は存在しない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

##### 2 対象公文書の保有の有無について

実施機関の説明によれば、県道と民有地の境界確定に係る事務に関しては要領を準用する形で行われており、当審査会においても、当該事務は確かに要領に基づいて行われるものと認められたことから、以下要領に照らして対象公文書の保有の有無について検討する。

要領第12条第7項によれば、現地調査の際の立会者が本人又は1親等以内の親族以外の者である時は、委任状等により確認するものとされているところ、本件の場合、立会者は、当該規定に該当する者ではなかったことから、要領上、委任状等によりその氏名等を確認する必要はないものと認められる。

よって、対象公文書は存在しないとする実施機関の説明に矛盾はなく、また、その他に対象公文書を保有していると推認できる事情もない。

その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右しない。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月30日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
平成30年11月13日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を収受
平成31年 4月16日 (第277回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 元年 5月13日 (第278回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取 ・審議
令和 元年 6月11日 (第279回審査会)	・審査請求人から意見を聴取 ・審議
令和 元年 7月16日 (第280回審査会)	・審議
令和 元年 8月19日 (第281回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者